

意見書

彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業については、下記の事項に考慮して環境影響評価書を作成すること。また、環境影響評価書に記載された環境保全措置に配慮して適切に事業を実施し、事後調査を行うこと。

記

1 低周波音

(1) 造成等の工事

予測地点 St. D2 計画地北側においては、参考値を超過しており、発破の使用は最小限とすること。

(2) 施設の稼働

類似施設を基に計画施設における低周波音圧レベルを設定しているが、設定根拠を明らかにすること。

また、事業実施段階において、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討すること。

2 水質

(1) 調査項目

ア 公共用水域における健康項目等の調査項目に1,4-ジオキサンを追加すること。

イ 地下水における有害物質の調査項目に塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン及び1,2-ジクロロエチレンを追加すること。

(2) 施設の稼働に伴う濁水

雨水排水は、防災調節池に一時貯留し、上澄みを五の坪川支流に排水する計画としているが、可能な限り定量的な予測・評価を行うこと。

(3) 浸出水の処理

廃棄物最終処分場の浸出水は、隣接する埼玉県環境整備センターにおいて処理し、塩沢川へ排水する計画であるが、当該施設における浸出水の処理及び排水する塩沢川の影響についても予測・評価を行うこと。

3 地象

斜面の安定性の変化の程度について、円弧すべりにより予測しているが、岩盤の劣化や地すべり等の発生のおそれについても検討すること。

4 動植物及び生態系

(1) 保全すべき種の選定基準

隣接する彩の国資源循環工場整備事業（以下、「I期事業」という。）と本計画において、保全すべき種の選定基準が異なっており、整合を図ること。

(2) 移植の実施

動植物の移植に当たっては、専門家の指導・助言を得るとともに、I期事業における移植状況を勘案して適切な時期に行うこと。

(3) 動物

保全すべき種のうちフクロウについて本計画地内で繁殖が確認されており、事後調査においては、専門家の指導・助言を得ながら、工事が繁殖へ及ぼす影響について適切に調査するとともに、繁殖への影響が生じるおそれがある場合には、適切な環境保全措置を実施すること。

また、代替巢の設置にあたっては、工事着手前のできるだけ早い時期に設置場所や時期等の検討を行い、適切に行うこと。

(4) 植物

I期事業においても移植を行っている種があり、本計画による移植地の選定にあたっては、I期事業における移植状況を勘案して適切に行うこと。

(5) 緑地及びビオトープの創出

里山や谷津田などの具体的な整備目標及び整備後の管理計画を定め、緑地及びビオトープがI期事業と一体的に機能し、持続的に保全されるよう検討すること。

5 景観

本計画地とI期事業地が一体感を保ち、周辺緑地と調和したものとなるよう検討すること。

6 温室効果ガス等

(1) 予測・評価

廃棄物最終処分場から排出する温室効果ガス等についても予測・評価を行うこと。

(2) 事後調査

施設の稼働（工業団地）に伴う温室効果ガス等について事後調査を行い、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討すること。